

# 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立熊小学校

## I はじめに

いじめは、どの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなる可能性があります。そのため、子供がいじめにかかわらないよう、全ての教職員がいじめの未然防止に取り組むことはもとより、学校・家庭・地域が連携する中で、いじめの未然防止に取り組むことが大切です。

学校においては、どの子供も安心して学校生活を送ることができる温もりのある集団づくりを構築していくために、全ての教職員が常に子供に寄り添い、子供の置かれている状況を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。子供の中に、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いのよさを認め合える人間関係を作り出すことができれば、いじめを生み出す土壌がつかれることはないはずです。

また、いじめの未然防止等に向けた取り組みを進めるにあたっては、日常生活の中で子供の行動の様子を把握したり、児童の欠席日数や定期的なアンケート調査などで検証したりすることが必要です。そして、その結果から、どのような対応をし、どのような改善を行うのかを定期的に検討し、計画的にPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく取り組みを継続していくことが大切になります。

以上のことを踏まえ「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」を参考にし、本校における「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を作成しました。これまでも、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて様々な取り組みをしてまいりましたが、本校の実態に則した「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」による取り組みを展開していくことで、子供たちがいじめのない安心・安全な生活を送ることができるようにしたいと思います。

## II いじめ防止のための基本的な方向

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

従って、本校では、すべての子供がいじめを行わず、及び他の子供に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子供の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

## 2 いじめの定義（いじめ対策推進法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

※ いじめの態様には、次のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

## 3 いじめの理解

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

#### 4 基本的な考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（法第4条）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子供を対象とした対応が求められます。いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増しその解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子供を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

##### (1) いじめの未然防止

乳幼児期から青年期にかけて、子供は家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域等それぞれが連携して、個の自立を目指すことが大切です。周囲の大人が温かく見守る中で、子供は、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさ等を学び、社会の一員として自立していきます。

学 校	子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の望ましい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。
家 庭	子供との触れ合いや対話を大切にします。子供をありのままに受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めます。
地 域	規範意識や人権感覚が磨かれる実践の場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守ります。

##### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるとの観点から、学校、家庭、地域が一体となって、子供を見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添い、子供たちのわずかな変化を手がかりにいじめを認知します。

学 校	いじめを訴えやすい体制の充実に努め、子供や保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。
家 庭	日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供の様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。
地 域	起きたいじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

### (3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立て、対応します。

### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

### (5) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・日頃から、学校と警察や児童相談所等の関係機関との連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、人権啓発センターや法務局等について、子供や保護者等へ周知します。

### Ⅲ 本校のいじめ防止のための対策

#### 1 いじめの防止等の組織

本基本方針を実行する際の中核を担う組織として、本校では「いじめ対策委員会」を設置します。毎週水曜日の「打合せ」の後、全教職員で児童理解のための情報交換の場を設け、実態把握や指導の方向性の確認を行う。その中で特に「いじめ対策委員会」は、主に次の内容について取り組みます。

- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施
- 取り組みが計画通りに進んでいるかどうかの点検や、取り組みの効果・成果の検証
- 教職員や保護者・地域の方へのいじめ防止等に関する広報・研修活動の実施
- 本基本方針の見直しや改善

#### 【いじめ対策委員会のメンバー】

- 委員長→校長
- 副委員長→いじめ対策コーディネーター（教頭）
- 委員→その他全教職員
- 特別委員→スクールカウンセラー

#### 2 具体的な取り組み

##### (1) 未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという認識を強く持ち、子供をいじめに向かわせないためにも、以下の点を重点にして未然防止に取り組みます。

##### ① 中学校区心の教育推進事業を推進します。

清竜中学校、二俣小学校、下阿多古小学校、上阿多古小学校、中学校区内の各園・こども園等が、家庭・地域と一体となって、明るい社会づくりといじめ撲滅に向けた活動を推進します。

##### ② 子供との信頼関係づくりに努めます。

○子供への理解を深めるためには、子供のよさや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向けます。

○どの子供にも関心を持って公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接します。

○日頃から子供たちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒めます。

○悩みや不安を抱える子供には、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていきます。

### ③子供理解に努めます。

○日記や行事の振り返りの作文等を通して子供理解に努めます。

○全校児童を対象に、生活アンケートを6月・11月・2月に実施し、その結果を生かした指導を行います。アンケート後、全員と個別の教育相談を行います。

○年に1回以上、スクールカウンセラーと教育相談を計画し、実施します。

### ④子供同士の望ましい人間関係づくり、居場所づくりに努めます。

○自分の気持ちや感情表現の仕方、相手を思いやる心を育くむために、子供の実態や学級内での人間関係の状態に応じて、「ソーシャルスキルトレーニング」を積極的に行います。

○昼の会に「しあわせシェア」の発表の場を設定し、友達のよい行いや頑張っている姿を紹介し合います。

○なかよしグループ活動（縦割り活動）・委員会活動・ゆめ講座（クラブ活動）・部活動などを通して、異学年との交流や幼稚園やデイサービスとの交流を積極的に進め、発達段階に合った関わりができるように支援します。

○PTAの「ゆめみっこ」の活動を通して、保護者や地域の方等、いろいろな方と関わる環境を整えます。

### ⑤子供の主体的活動の場を設定します。

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

○道徳科では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるようにします。

○様々な道徳的価値の「よさや大切さ」「実現の難しさ」「実現に向けて多様な考え方がること」等を考え、議論する授業を取り入れます。こうした中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、いじめをしない道徳的実践力を育てていきます。

○学級活動、児童会活動では、日常生活などとの関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

○子供自らが集団の現状に向き合い、いじめを行う心の弱さやそれを克服する強さを見つめ、よりよい集団像について話し合う場等を設定し自分の学級・学年・学校に誇りを持ち、「いじめを絶対に許さない」という気運を高めていきます。

### ⑥学校・家庭・地域・関係機関との連携を図ります。

○子供の家庭環境や友人関係、生活の様子、問題行動、発達障害等の情報を教職員で共有し、子供の実態等を配慮した組織的な指導・支援体制を整えます。

○全員分の個人ファイルを作成し、生徒指導（善行・問題行動）や発達支援に関すること、保護者との面談の内容などを随時記録していくことを通して、指導や支援の

参考にしていきます。（校務支援システムを活用）

○幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の縦の接続をします。

- ・進学時には、縦の接続を大切にし、子供の生活全般や家庭環境、生育や発達、心理・医療に関する情報交換を行い、受入れ後の指導に生かします。
- ・校種間における保育・授業参観や交流活動等における子供の観察などから得られる情報も活用していきます。

○「学校いじめ防止等のための基本的な方針」を学校ホームページに公開します。

- ・教育に対する理解と協力を得るために、「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用し、教育方針や生徒指導方針、子供の表れ等の情報を家庭や地域に発信します。

○家庭環境調査や教育相談、地域訪問等を通して、子供の家庭環境を理解し、家庭との協力関係を築きます。

○PTAの組織や自治会、民生委員、児童委員などと子供の情報を交換するとともに、日頃から連携を深めます。

○年度当初に、本校の教育相談や子育て相談の概要や相談までの流れを示した文書を保護者向けに発行し、啓発に努めます。

○保護者を対象とした教育相談を計画的に行います。全保護者を対象にした教育相談を年間2回実施します。（1学期、2学期）、その他必要に応じて実施します。

○スクールカウンセラーと保護者との教育相談を年間1回以上実施します。

○教育委員会やいじめ対策専門家チーム、浜松市いじめ問題対策連絡協議会、児童相談所、各区の社会福祉課、保健センター、医療機関、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した対応を図ります。

○教育相談にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、職員や保護者の子供への関わり方だけでなく、職員の保護者への関わり方などについて専門的な立場からの助言を得ます。

#### ⑦教職員の資質向上に努めます。

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。特に、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めていきます。また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。

## （2）早期発見

①全ての教職員が、子供の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行います。子供たち一人一人の小さな変化も見逃さないきめ細かい感覚を身に付けることに努めます。

②多くの教職員の目で子供たちを観る体制を構築し、少しでも気になる子供の表れについて、積極的に情報を伝え合います。休み時間には、教室や特別教室、運動場等で、子供たちの活動（遊び）の様子を観察します。

- ③子供たち・保護者・地域の方からの情報も大切にし、いじめの有無の事実確認に努めます。
- ④子供たちには、学期に1回（年3回）の生活アンケート（いじめアンケートも含む）を実施し、担任だけでなく全校体制でアンケートの内容を確認し、子供の悩みや相談ごと等について把握し、事実を確認して適切な対応をします。
- ⑤三者面談・家庭訪問・教育相談（担任・スクールカウンセラー）等で、子供や保護者の方からの話に耳を傾け、いじめ問題や悩み・心配ごとの相談にのります。

### （3）早期対応

#### ①いじめの認知

いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に教育相談や事実確認を行います。

いじめの深度レベルを以下のように設定し、いじめがレベル2以上である場合は、初期対応の基本的な流れ（後述）に沿って、速やかに事実関係の把握、被害者、加害者への面接、チームによる支援策の検討に入ります。

レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等 偶発、単発、一時的、継続していない些細なトラブル、けんか、言い合い
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル4	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル5	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦 PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

#### ②いじめへの対応

いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には安心できる場を確保し、いじめをやめさせ、再発防止に努めます。なお、いじめの防止等の対策のための組織が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届けます。

（ア）いじめ問題対策委員会を招集し、対策チームを立ち上げます。

（原則として、いじめに関わる事案の報告を受けてから24時間以内に）

（イ）対応方針・役割分担を決定します。

- ・情報の整理
- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子供の特徴
- ・対応方針
- ・緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認



- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ・ 役割分担（誰が、何を、いつまでにするかを明確に）
- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の児童生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

(ウ) 以下のような手順で事実の究明をします。

- ・ 事実の究明(聞き取った情報を整理し、一元化を図る)
- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- ・ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。  
※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ・ 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。
- ・ 事情聴取の際の留意事項
- ・ いじめられている子供や、周囲の子供からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話せるよう、その子供が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・ 聴取を終えた後は、状況に応じ当該児童生徒を自宅まで送り届けたり、迎えに来てもらったりして教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階でははならないこと>

- ▲いじめられている子供といじめている子供を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

#### ① 早期対応の手順

ア いじめが発見されたら、24時間以内に「緊急いじめ対策委員会」を開きます。

- イ 事実確認を正確に行い、具体的事実を基に、解決の具体的方針を決めます。
- ウ 方針に従って、いじめを解決する手立てを実施します。
- エ 3日間経って、改善が見られない場合は、状況を正しく把握し、反省総括のもと新たな方針を立てます。
- オ 解決するまで、校長が責任者となり、対策を継続します。
- ※ いじめの内容によっては、関係機関（教育委員会、警察等）や専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携して解決に当たります。
- ※ いじめ対策委員会を毎週水曜日に定期的に関き、早期発見・解決に努めます。

② 指導体制（役割〈未然防止・早期発見も含む〉）

【担任】

- ◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。
- ◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。
- ◇ 話を聞いたり行動を観察したりして、問題をつかむ。
- ◇ 1人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。
- ◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。
- ◇ いろいろな立場の子供たちの思いを捉える場を設定し、対応する。
- ◇ 子供同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。

【教務主任】

- ◇ 学習や生活の様子に目を配り、いじめ等の問題の早期発見に努める。
- ◇ いじめ問題の指導に当たっては、担任を支え、組織的に対応する。
- ◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。
- ◇ いじめをキャッチしたら担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。

【いじめ対策コーディネーター】

- ◇ 「いじめ対策委員会」の企画・運営をする。
- ◇ いじめに関する情報を収集し、学校全体の実態を集約、把握する。
- ◇ いじめの認知・相談（報告・悩み）があった場合には、個別の事案についてそれぞれ関係教員を中心に「対策チーム」を設置する。
- ◇ 「対策チーム」の対応について総括・指導・助言する。
- ◇ 保護者・地域・関係機関との連携を図る。
- ◇ いじめを生み出さないための「いじめ防止学習プログラム」の作成や、校内研修の企画・運営をする。

#### 【養護教諭】

- ◇ 把握した「いじめ情報」は、秘密を厳守した上で正確に校長、担任に伝える。
- ◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。
- ◇ 訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。
- ◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。
- ◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。

#### 【校長】

- ◇ いじめは人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。
- ◇ いじめの具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。
- ◇ 子供の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。
- ◇ 全教育活動の中で子供を理解するために教職員相互の情報交換を大切にする。
- ◇ 日頃から、教師が子供との共感的な指導が行われているか、校内巡視する。
- ◇ 校内でいじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事業の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解の下に、学校全体として、いじめ解消を図る
- ◇ 日頃から、教師が子供との共感的な指導が行われているか、校内巡視する。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
  - ・ 子供が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- 子供や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

## (2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえて、個々のケースを十分に把握した上で、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

## (3) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。教育委員会が調査を行う際には、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」を招集し、連携を図ります。

## (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれが関わり、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

### ① いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子供から十分に聴き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられます。この際、いじめを受けた子供を守ることを最優先とした調査を実施します。これらの調査に当たっては、「いじめについて理解を深めるいじめ対応の手引き」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応します。

### ② いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡等、いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、学校及び教育委員会は、当該子供の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で、着手していきます。調査方法としては、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。